別表（第四条関係）

区域	離島
北海道	礼文島、利尻島、天売島、焼尻島、奥尻島
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県	飛島、佐渡島、粟島
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県	大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島、父島、母島
静岡県のうち 熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和三十一年九月二十九日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成二十年十月三十一日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡、駿東郡	
富山県、石川県、福井県（小浜市、三方郡、大飯郡及び三方上中郡を除く。）	舳倉島
岐阜県のうち 飛騨市（平成十六年一月三十一日における旧吉城郡神岡町及び宮川村（昭和三十一年九月二十九日における旧坂下村の区域に限る。）の区域に限る。）及び郡上市（平成十六年二月二十九日における旧郡上郡白鳥町石徹白の区域に限る。）	
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	島後、中ノ島、西ノ島、知夫里島、見島
兵庫県のうち 赤穂市（昭和三十八年九月一日に岡山県和気郡日生町から編入された区域に限る。）、越智郡吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町及び関前村の区域に限る。）、越智郡 香川県のうち 小豆郡、香川郡 愛媛県のうち 今治市（平成十七年一月十五日における旧大三島町及び関前村の区域に限る。）	
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	小呂島、対馬島、海栗島、泊島、赤島、島山島、壱岐島、若宮島、原島、長島、大島、上甑島、中甑島、下甑島、竹島、硫黄島、口之島、中之島、平島、諏訪之瀬島、悪石島、小宝島、宝島、種子島、屋久島、口永良部島、奄美大島、喜界島、加計呂麻島、請島、徳之島、沖永良部島、与路島、与論島
沖縄県	粟国島、渡名喜島、久米島、奥武島、オーハ島、北大東島、南大東島、宮古島、池間島、大神島、来間島、伊良部島、下地島、多良間島、水納島、石垣島、竹富島、西表島、鳩間島、由布島、小浜島、黒島、新城島（上地）、新城島（下地）、波照間島、与那国島

○経済産業省令第五十六号

電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）附則第九条第一項及び第三項の規定に基づき、並びに同条第四項の規定を実施するため、電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款において定めるべき事項等に関する省令を次のように定める。

平成二十七年七月十五日

経済産業大臣　宮沢　洋一

電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款において定めるべき事項等に関する省令

（用語の意義）

第一条　この省令において使用する用語は、電気事業法等の一部を改正する法律（以下「平成二十六年改正法」という。）第一条の規定による改正後の電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号。次条において「新電気事業法」という。）において使用する用語の例による。

（託送供給等約款において定めるべき事項）

第二条　平成二十六年改正法附則第九条第一項に規定する一般電気事業者（以下単に「一般電気事業者」という。）は、同項の規定に基づき定める託送供給等約款においては、小売電気事業、一般送配電事業及び特定送配電事業の用に供するための電気並びに新電気事業法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る託送供給及び発電量調整供給に関する次に掲げる事項（沖縄電力株式会社にあっては、第一号に掲げる事項を除く。）を定めなければならない。

一　振替供給に関する次に掲げる事項

イ　適用範囲

ロ　電気計器及び工事に関する費用の負担に関する事項

ハ　ロに掲げるもののほか、供給の相手方の負担となるものがある場合にあっては、その内容

ニ　契約の申込みの方法並びに契約の更新及び解除に関する事項

ホ　受電電力、受電電力量、供給電力及び供給電力量の計測方法

ヘ　送電上の責任の分界

ト　イからヘまでに掲げるもののほか、供給条件又は一般送配電事業者及び供給の相手方の責任に関する事項がある場合にあっては、その内容

チ　有効期間を定める場合にあっては、その期間

リ　実施期日

二　接続供給及び発電量調整供給に関する次に掲げる事項

イ　適用範囲

ロ　料金

ハ　電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令（平成二十七年経済産業省令第五十七号。次条第一号において「算定省令」という。）第二十九条第一項に規定する調整を行う場合にあっては、同条第二項に規定する離島基準平均燃料価格及び換算係数並びに同条第四項に規定する離島基準調整単価

ニ　電気計器及び工事に関する費用の負担に関する事項

ホ　ロからニまでに掲げるもののほか、供給の相手方の負担となるものがある場合にあっては、その内容

ヘ　契約の申込みの方法並びに契約の更新及び解除に関する事項